

I 概要

(1) 小野市内において社会福祉法人を設立する場合には、設立代表者が小野市長に設立認可の申請を行い、その認可を受けることが必要です。

また、施設を経営する法人を設立する場合には、その建設に係る補助金等の関係及び施設の認可等を受ける必要があるため、事前に兵庫県健康福祉部の各所管課と十分に協議してください。

なお、通常兵庫県において、翌年度の施設建設計画についてヒアリングが行われますので、兵庫県の各所管課にお問い合わせください。

(2) 申請書提出先

小野市役所市民福祉部社会福祉課

(3) 提出部数

正本 1部

副本 2部

II 設立認可申請書類作成に当たって留意すべき事項

(1) 提出書類一覧表のうち適時必要な書類を一覧表の順にひも綴じにして、提出してください。

(2) 履歴書、身分証明書、印鑑登録証明書等が重複する場合には、先に添付する一部のみで結構ですが、後の添付箇所には、省略した旨記載してください。

(3) 書類中の印鑑は、すべて実印とし、写しの書類には、すべて設立代表者名で原本と相違ない旨の証明を行ってください。なお、複数ページにわたる場合は割印をしてください。

(例) 「原本と相違ないことを証明する

平成 年 月 日 社会福祉法人〇〇〇〇設立代表者〇〇〇〇印」

(4) 財産目録は、日付を設立当初とし、土地、建設資金、運転資金等が贈与された後の形態にしてください。

(注) 計上しないもの

(資産の部) 借地、補助金

(負債の部) 福祉医療機構借入金、民間市中銀行借入金

(5) 土地、建物等の表示は、登記簿上の表示と一致させてください。

(6) 土地の評価書は、不動産鑑定士の評価書、金融機関の発行する評価証明書又は市町の固定資産評価書を添付してください。

(7) 預金残高証明書は可能な限り直近の日付のものをご準備ください。

(8) 印鑑登録証明書、身分証明書、不動産登記簿謄本等は、申請前3か月以内の者にしてください。

(9) 事業計画書及び収支予算書は、施設の最低基準等に適合していなければならぬので、事前に各所管課と相談してください。

(10) 設立人および役員予定者の履歴書には、現在の職業及び社会福祉経験の有無について明記してください。

Ⅲ 設立認可後の手続き

(1) 認可書受領→設立登記をする（認可日から2週間以内に登記する。）

● 登記事項

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在地
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間または解散の事由を定めたときは、その期間または事由
- ⑥ 資産の総額

※ 登記について

「社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。」と規定されています。（社会福祉法第34条）

登記は社会福祉法人設立認可から2週間以内に行ってください。（組合等登記令第2条）

- (2) 登記事項証明書の取得 → 登記事項証明書を取得した日に、登記事項証明書の写しを社会福祉課に送付する
- (3) 理事会を開催する → 評議員を選任する組織を設置し、評議員選任候補について決議を行う
- (4) 評議員を選任する → 評議員を選任する組織について、開催し、評議員を選任する
- (5) 評議員会を開催する → 理事、監事を選任する
- (6) 理事会を開催する → 理事長を互選する

法人設立時の役員は、所轄庁によって選任された理事であり、定款に基づく手続きを経っていません。よって、法人設立後に正規の手続きにより再度選任する必要があります。

※ 役員及び評議員の選任を行ったときは次の書類を備え置いてください。

- ①理事、監事、評議員就任承諾書
- ②履歴書
- ③役員名簿及び評議員名簿
- ④理事会議事録
- ⑤評議員会議事録
- ⑥評議員を選任する組織の議事録

(7) 理事会開催後 2 週間以内に代表者の変更（重任）登記をする。（組合等登記令第 3 条）

正規の手続きを選任した代表者を登記する。（登記事項証明書には「重任」と記載される。）

(8) 財産の移転を受ける → 贈与者に受領書を発行する
設立登記後 1 週間以内に移転を受けてください（不動産については 2 週間以内）

(9) 寄付財産移転完了報告書を提出する

※財産の移転が完了した日から 1 か月以内に提出する。（社会福祉法施行規則第 2 条第 4 項）

- ①寄付財産移転完了報告書
- ②財産目録
- ③不動産登記事項証明書
- ④残高証明書
- ⑤寄付受領書の写し
- ⑥法人の登記事項証明書（理事長の重任登記後のもの）
- ⑦法人代表者印鑑登録証明書
- ⑧その他参考資料